## 障害者自立支援法の見直しについて

障害者自立支援法については,平成18年4月から段階的に施行され, 当初批判の強かった利用者負担に関しても特別対策などを通じ順次見直 され,ようやく制度の定着が図られつつあるところです。

しかしながら,現在,国会等において定率負担制度を含めた同法の抜本的な見直しが取りざたされています。

障害者自立支援法については,自己選択・自己決定に基づく「地域生活移行」や「就労支援」という同法の目指す方向は当事者のニーズに沿ったものでありますが,その施行が性急であったために,地方自治体や関係者等の努力にもかかわらず,「障害者の自立」支援という法の目的が当事者や家族の方々に十分に浸透しきれていない状況も依然としてあります。

法の見直しに当たっては,次の点について配慮するよう,中国地方知事会として強く要請します。

1 法の見直しに当たっては,事前に,地方の提案・要望等を十分に聞き,地域の実情を十分に配慮するとともに,利用者・事業者・市町村等関係者に対する周知に十分な期間を確保できるよう。具体的な内容について,早期に情報提供を行うこと。

また,見直しに伴い,地方自治体に対する新たな負担を求めることのないよう,国において,十分な財政措置を講じること。

## 2 利用者負担軽減措置の継続

平成20年度までの経過措置とされている利用者負担軽減措置を制度として定着させること。

3 事業所の設備運営基準・報酬単価の見直し

サービス基盤の整備充実を図るとともに,利用者に対する良質なサービスの提供を確保するため,基準・報酬単価の必要な見直しを行うこと。

特に,制度の仕組み,基準等が,実態を見ると,結果的に利用者の確保が容易な都市部における制度設計となっているため,以下の項目について,3年後の見直しや特別対策の期限を待つことなく,人口の少ない地方の実情を踏まえた設備運営基準・報酬単価の見直しを行うこと。

(1)児童デイサービス事業所への支援

児童デイサービスについては,従来どおりの支援を継続する場合の報酬単価が経過措置として示されたが,利用者確保の困難な多くの事業所で経営に支障をきたしていることから,現状を急ぎ点検し,運営に十分な報酬額に見直すこと。

(2)ケアホームの夜間支援加算等の見直し

ケアホーム利用者への夜間支援に対する加算制度が創設されたが, 小規模事業者にとっては,夜間支援を行うには不十分なものである ことから,夜間支援体制整備を含めた適正なる人員配置のために十 分な加算額を設定すること。

(3)地域生活支援サービス提供事業所への転換を促進しうる報酬単価 の見直し

施設入所事業等を中心に行っている障害福祉サービス事業者が, 障害者の「地域で生活したい」という希望をかなえ,障害者の地域 での自立した生活を支援する事業(とりわけケアホーム,ホームへ ルパー等)へ転換することを促進するよう報酬単価等を見直すこと。

平成19年11月13日

中国地方知事会

鳥取県知事 平 井 伸 治 島根県知事 溝 口 善兵衛 岡山県知事 石 井 正 弘 広島県知事 藤 田 雄 山 山口県知事 二 井 関 成